

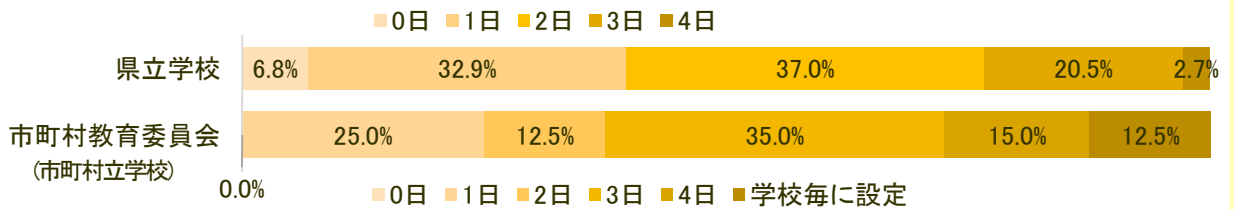
発行:青森県教育庁教職員課 (〒030-8540 青森市長島1-1-1)

学校閉庁日、積極的に活用しませんか？

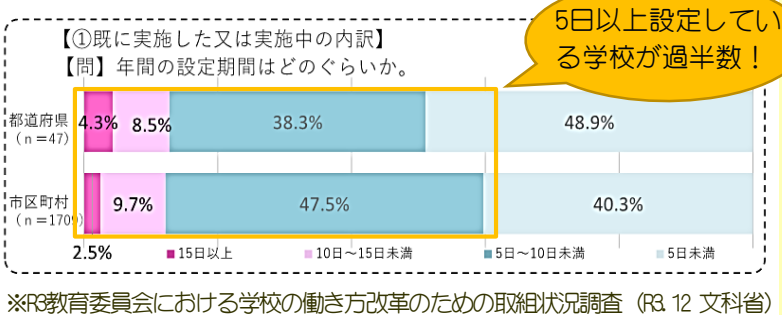
突然ですが、皆さんの学校では、学校閉庁日を何日設定していますか？

学校閉庁日とは、「長期休業期間中の勤務日に、原則として教職員が休暇等を取得することで、学校が業務を行わない日」のことであり、本県の設定状況は次のようになっています。

1. 青森県公立学校における学校閉庁日の設定日数等



【参考1】全国の学校閉庁日の設定状況



【参考2】青森県立学校職員一人当たりの年次休暇取得日数

目標	R3実績
16日	13.2日

※R3青森県立学校特定事業主行動計画の実施状況より



- 全国的には、年間「5日以上」設定している学校が半数を超える。
- 本県の設定日数は5日未満であり、年次休暇の取得状況は13.2日に留まる。

2. 冬季休業期間中に設定している学校（市町村）数

県立学校	市町村立学校
1/73校	1/40市町村

【参考3】他県の例

- (秋田県) 夏季：週休日及び休日を含めて5日以上
冬季：年末年始を除いた平日3日以上
- (岩手県) 夏季：山の日～8/20のうち4日程度
冬季：12/24～成人の日のうち6日程度



- 年末年始の前後に学校閉庁日を設定している学校もある。

「休みたくても、毎日授業も部活もあるし、休める日がない」
そう思っている方も少なくないのではないのでしょうか。

学校閉庁日は、「学校が業務をしない日」を創り出し、忙しい先生方が少しでも休みやすくなるよう、設けられた制度です。

まずは、「お盆以外にも閉庁できるのではないか？」を考えてみるところから始めてみてはいかがでしょうか。